



鳥取県公報

平成14年12月25日(水)
号外第176号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(28)(給与課)..... 1

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第28号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 前												
別表第14 (第 8 条の 4 関係)												
調整号給表												
給 料 表	職務の級											
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級		
略												
公安職給料表	略		14号給		略							
教育職給料表(1)	略	23号給		略								
教育職給料表(2)	略	25号給		略								
略												
医療職給料表(1)	略	13号給		略								
医療職給料表(2)	11号給		略									
略												

改 正 後												
別表第14 (第 8 条の 4 関係)												
調整号給表												
給 料 表	職務の級											
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級		
略												
公安職給料表	略		14号給		略							
教育職給料表(1)	略	23号給		略								
教育職給料表(2)	略	25号給		略								
略												
医療職給料表(1)	略	13号給		略								
医療職給料表(2)	12号給		略									
略												

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 8 条の 4 又は第 8 条の 5 の規定を適用する。